

令和2年1月吉日

各位

鹿児島相互信用金庫

預金規定等の一部改定及び規定集小冊子廃止のお知らせ

標記について、当金庫では金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえ普通預金規定などを一部改定することとし、また、本年4月施行の民法改正（債権法）を踏まえて、下記の規定も併せて一部改定することとしましたのでお知らせいたします。

なお、改定後の規定は、改定前からお取引いただいているお客さまに対しても適用されますので、予めご了承ください。

また、改定後の規定は当金庫ホームページに掲載させていただきますので、誠に勝手ではございますが、口座開設時などに配布していた規定集小冊子を廃止し交付を取りやめさせていただきます。

何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドラインを踏まえた主な改定内容
 - (1) 新規取引開始時にお取引目的やお客さまに関する情報について追加で確認させていただく場合がございます。
 - (2) 既にお取引があるお客さまについては、お取引の内容や状況等に応じ、過去にご確認させていただいたお客さまのお取引目的やお客さまに関する情報等を窓口や郵便等により再度ご確認させていただく場合がございます。
 - (3) 上記の確認時には各種書面等のご提示をお願いする場合がございますが、当金庫が求める確認や資料の提出について適切にご対応いただけない場合、お取引のお断りやお取引の制限をさせていただきます場合がございます。
2. 民法改正を踏まえた主な改定内容
 - (1) 成年後見人等について家庭裁判所の審判により補助・補佐・後見が開始された場合の取扱いを明確化しました。
 - (2) 定期預金等の期日前解約について取扱いを明確化しました。
 - (3) 当金庫の規定の変更について、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとなりました。

3. 改定する預金規定

No	規定等名称	主な改定内容		
		金 供 与 防 止 対 策 等	マ ネ ー ・ ロ ー ン ダ リ ン グ 及 び テ ロ 資	預 金 者 の 後 見 人 等 が 法 定 後 見 制 度 の 対 象 と な っ た 場 合 の 届 出 の 義 務 化
1	預金・積金共通規定	○	○	
2	当座勘定規定（一般当座用）	○	○	
3	当座勘定規定（専用約束手形口用）	○	○	
4	普通預金規定	○	○	
5	定期性総合口座取引規定	○	○	
6	貯蓄預金規定	○	○	
7	納税準備預金規定	○	○	
8	外貨普通預金規定	○	○	
9	通知預金規定	○	○	
10	定期性総合口座取引規定（抜粋）	○	○	
11	譲渡性預金規定	○	○	
12	定期性預金各取引に共通する規定	○	○	○
13	自由金利型定期預金 M 型規定（スーパー定期）	○	○	○
14	自動継続自由金利型定期預金 M 型規定（スーパー定期）	○	○	○
15	自由金利型定期預金規定（大口定期）	○	○	○
16	自動継続自由金利型定期預金規定（大口定期）	○	○	○
17	期日指定定期預金規定	○	○	○
18	自動継続期日指定定期預金規定	○	○	○
19	自動継続期日指定定期預金抜粋規定	○	○	○
20	変動金利定期預金規定	○	○	○
21	自動継続変動金利定期預金規定	○	○	○
22	外貨定期預金規定	○	○	○
23	積立定期預金規定	○	○	○
24	積立式期日指定定期預金	○	○	○
25	財形積立定期預金規定	○	○	○
26	財形年金預金規定	○	○	○
27	財形住宅預金規定	○	○	○
28	定期積金（スーパー積金）規定	○	○	○

※No.5～28 の規定に定めのない事項については、「預金・積金共通規定」により取扱います。

4. 改定日

令和2年4月1日(水)

以上

<本件に関するお問い合わせ先>

鹿児島相互信用金庫 事務集中部 (担当:黒木・上)
〒890-0062 鹿児島市与次郎1-6-30 TEL099-259-5222